

平成27年3月相模原市教育委員会臨時会

日 時 平成27年3月31日(火曜日)午後0時40分から午後0時55分まで

場 所 相模原市役所第2別館5階 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第31号) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項
の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める
規則について(教育総務室)

日程第 2 (議案第32号) 相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規
則の一部を改正する規則について(教育総務室)

4. 閉 会

出席委員(4名)

委 員 長 永 井 博

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

欠席委員(1名)

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

説明のために出席した者

教 育 局 長 小野澤 敦 夫 教 育 局 参 事 鈴 木 英 之
兼教育総務室長

教 育 総 務 室 杉 山 吏 一 教 育 総 務 室 主 任 秋 山 雄 一 郎
担 当 課 長

こども育成部参事 阿 部 菊 良 保 育 課 担 当 課 長 高 崎 久 嗣
兼 保 育 課 長

保育課副主幹 竹内啓子

事務局職員出席者

教育総務室主査 萩生田 成光

開 会

永井委員長 ただいまから相模原市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は 4 名で定足数に達しております。

本日、大山委員より、欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名委員に、福田委員と田中委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人なし)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条第 1 項に基づき教育委員会の意くべき
事務を定める規則について

相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則につ
いて

永井委員長 これより日程に入ります。

本日の議案である日程 1、議案第 3 1 号と、日程 2、議案第 3 2 号は、関連があります
ので、一括して提案説明を受け、審議した後、採決を行います。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第 3 1 号及び議案第 3 2 号につきましては、委員長からご説明が
ございましたように、同じ法律の施行に伴うものですので、一括の説明とさせていただき
たいと存じます。

まず、議案第 3 1 号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条第 1 項の規
定に基づき、教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則についてご説明申し上げま
す。

本議案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的

な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、幼保連携型認定こども園における事務のうち、教育委員会の意見を聴かなければならない事務を定めることについて、相模原市長から意見を求められたため、提案するものでございます。

参考資料をご覧いただきたいと存じます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園が法律に位置づけられたことに伴い、関係する様々な法律の整備を行うものでございますが、その中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律についても改正が行われております。

まず第22条の改正でございますが、地方公共団体の長が、幼保連携型認定こども園を所管することが定められております。

これは、幼保連携型認定こども園が学校教育と保育を一体的に提供する施設であり、その事務の管理及び執行に当たっては一元的な体制が求められることから、学校教育と保育の双方を総括しうる地方公共団体の長の所管としているものでございます。

次に第27条でございますが、この条は新しく設けられたもので、幼保連携型認定こども園における教育課程など、基本的事項の策定その他の規則で定める事項の実施については、教育委員会の意見を聴くこと及び当該規則の制定や改廃にあたっては、教育委員会の意見を聴くことが定められております。

これは、幼保連携型認定こども園が長の所管であると同時に、幼稚園と同様に学校教育を提供する機関であり、教育委員会が所管する幼稚園における教育との整合性及び小学校における教育との接続を図る必要があることから、教育課程などの基本的事項の策定等にあたっては、地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴くことを義務付けているものでございます。

次に、経過措置でございます。

法律の改正の施行日は本年4月1日となりますが、施行日の前においても第27条に基づく規則を制定できること、及び制定の際には教育委員会の意見を聴かなければならないことが規定されております。

本議案は、本年4月1日に、公立の幼保連携型認定こども園であります市立相模湖こ

ども園が開園することに伴い、開園前に規則を制定することが必要であるため、この経過措置に基づき、教育委員会が意見を求められているものでございます。

恐れ入りますが、議案にお戻りいただければと思います。

本規則につきましては、ただいまご説明した法律の規定に基づき、市長がその実施について教育委員会に意見を聴く事項として、幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本的事項の策定及び幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関する事務を定めるものでございます。

また、本規則の施行期日につきましては、法律の改正の施行日と同日の平成27年4月1日とするものでございます。

次に、議案第32号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長に委任しない事項の追加、教育長の専決事項の追加その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

3枚おめくりいただきまして、議案第32号参考資料をご覧いただきたいと存じます。

中段にございます、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条の箇所をご覧ください。

今回の法律改正により、先ほどご説明した第27条に基づく意見の申出については、教育長に委任できない事項として位置づけられております。

おそれいりますが、2枚お戻りいただき、議案第32号関係資料をご覧ください。

これは規則の新旧対照表となりますが、第2条第1項第2号及び第5号の学校という部分を、教育委員会の所管に属する学校と改正しております。

これは、議案第31号においてご説明申し上げたとおり、幼保連携型認定こども園が、学校教育を提供する学校としての位置付けを持つと同時に、市長の所管となることから、教育委員会の所管に属する学校にかかる事務であることを明確にするため、改正するものでございます。

第6号につきましては、参考資料にてご説明いたしました、法第27条にかかる意見

の申出について、教育長に委任しない事項として追加するものでございます。

第3条第1項第2号をご覧ください。

法第27条にかかる意見の申出のうち、先ほどの議案第31号にて同意を求められている規則に規定されている事項のうち、幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本的事項の策定への意見の申出、及び先ほどの議案第31号にて同意を求められている規則について、軽易な改正が行われる場合の意見の申出については、教育長が専決できるものとして、追加するものでございます。

また、本規則の施行期日につきましては、法律の施行日と同日の平成27年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第31号及び議案第32号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 幼保連携型認定こども園の設置に関して、今後、平成27年度、平成28年度あたりでどのような計画になっているのでしょうか。わかる範囲で教えていただきたいのですが。

阿部保育課長 公立の幼保連携型認定こども園についてでよろしいでしょうか。

福田委員 はい

阿部保育課長 現在、公立の保育園が25園、幼稚園が3園ございます。今回の相模湖こども園は、与瀬保育園と相模湖幼稚園がひとつになって、幼保連携型認定こども園になるわけですが、今後につきましては、公立幼稚園のあり方なども含めた中で、幼保連携型認定こども園に移行するかどうか、検討していく必要があると考えております。

また保育園についても、そのままいいのか、幼保連携型認定こども園に移行するのがいいのか、そのあたりの検討をしながら進めていきたいと思っておりますが、平成28年度に向けて具体的なことが決定しているわけではございません。

福田委員 そうすると、残る公立の幼稚園2園については、当面はそのまま幼稚園ということですね。

阿部保育課長 そういうことでございます。

福田委員 相模湖幼稚園と与瀬保育園については、以前あった幼稚園のあり方懇話会での

方針などを踏まえて、認定こども園になったということですね。

阿部保育課長 過去のそういった議論も踏まえた中で、今回の相模湖こども園ということになりました。城山幼稚園とふじの幼稚園も当面は幼稚園ということになりますが、今後、津久井地域の幼稚園と保育園のあり方を検討していくことになっておりまして、その中で、幼保連携型認定こども園への移行という可能性も踏まえた中で、検討していきたいと考えております。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

はじめに、議案第31号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第31号は可決されました。

次に、議案第32号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第32号は可決されました。

永井委員長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、臨時会を閉会いたします。

閉 会

午後0時55分 閉会